

北海道観光審議会「計画部会」の設置について（案）

1 設置する部会及びその役割

北海道観光のくにづくり条例第16条第1項の規定に基づき、北海道観光審議会に「計画部会」を設置する。

「計画部会」においては、次期「北海道観光のくにづくり行動計画」の策定について、審議を行うものとする。

2 部会委員

部会長及び部会に属する委員（特別委員を含む。）は、北海道観光のくにづくり条例第16条第3項及び第4項の規定に基づき会長が指名する。

3 策定スケジュール（案）

時期	審議会における審議等
2年7月	・第1回審議会 北海道観光審議会への諮問
2年8月下旬	・第1回計画部会 次期計画の考え方（骨子案）
2年10月下旬	・第2回計画部会 次期計画（素案）
2年11月中旬	・第2回審議会 次期計画中間とりまとめ
	※ 以降、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、計画の策定時期を検討。